

令和2年度教科書採択にかかる資料等の公表について

滋賀県第5地区教科書採択協議会事務局

標記の件について、滋賀県第5地区教科書採択協議会事務局を担当した市教育委員会事務局が、以下のように情報公開を行うこととする。

○小学校または中学校用の教科書採択が行われた年度については、滋賀県第5地区教科書採択協議規程 第12条に基づき、以下の文書を窓口にて公開する。

- (1) 教科書採択協議会委員氏名
- (2) 教科書選定調査員氏名
- (3) 教科用図書採択結果
- (4) 教科用図書採択理由
- (5) 調査研究資料
- (6) 調査研究経過報告書
- (7) 本会の会議の議事録

※(6)には、「教科書採択協議会開催にかかる日程」を含む。

○公開資料については、担当者が資料綴を保管し、その年度の3月31日まで、閲覧申出者の求めに応じて公開する。

○閲覧を希望する者は、窓口にて「閲覧申出書」を提出する。また、写しを希望する者は、同用紙にて申し出る。

○教科書採択を行った年度以降に上記文書の公開請求があった場合は、各市の情報公開条例に則って通常の公文書公開の手続にて公開する。